**平成２８年度**

**第１回大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会**

**基盤整備促進ワーキンググループ**

日　時：平成２８年５月２０日（金曜日）

午後２時から

場　所：大阪府庁別館８階　共用会議室１

○司会　お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから「平成２８年度第１回大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループ」を開会させていただきます。本日はお忙しい中、またお暑い中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。私は司会進行を務めさせていただきます、生活基盤推進課の東でございます。よろしくお願いいたします。ここからは着席して進めさせていただきます。

　初めに、大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課課長の中井より、ごあいさつを申し上げます。

○事務局　中井でございます。大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループの開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方には、本日は大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から大阪府の障がい者福祉施策の推進にご理解とご協力を賜りまして、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

　本ワーキンググループは、大阪府障がい者自立支援協議会の下に設置しております、地域支援推進部会のワーキンググループの１つでございまして、障がい者の地域生活を支えるための基盤整備の促進方策に関しての調査、ご審議をしていただくことがその役割となっております。

　平成２８年度は、第４期大阪府障がい福祉計画の目標に掲げます、地域生活支援拠点等について、府内市町村における整備を促進するため、市町村の自立支援協議会で審議すべき内容、あるいは整備モデル案などについてご審議をいただきたいと考えております。

　本日は、第１回目として、地域生活支援拠点等の整備に関しまして、国のこれまでの検討経過、あるいは府内市町村の状況などをご確認いただきましたのちに、地域生活支援拠点等を設置したということはどのような状況を指すのかといった点を中心に、ご審議いただければと思います。

　委員の皆様方には、それぞれの専門分野はもちろんのことですが、多方面からの忌憚のないご意見を賜りまして、実りあるご審議をいただきますようお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○司会　続きまして、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。初めに、正面に座っておられます、関西福祉大学社会福祉学部　准教授の谷口ワーキンググループ長でございます。

　続きまして、五十音順にご紹介をさせていただきます。社会福祉法人光生会・岸和田光が丘療護園　施設長の宇治田委員でございます。

　社会福祉法人さつき福祉会　常務理事の鴨井委員でございます。

　社会福祉法人青山会・東福六万寺　施設長の小阿弥委員でございます。

　社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会・箕面育成園　園長の出口委員でございます。

　富田林市子育て福祉部障がい福祉課　課長の西野委員でございます。

　社会福祉法人大阪府社会福祉事業団・みずほ・おおぞら　支援科長の平中委員でございます。

○司会　次に、事務局の職員を紹介させていただきます。先ほどごあいさつをさせていただきました、大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課　課長の中井でございます。

　同じく、総括補佐の余田でございます。

　同じく、総括主査の松川でございます。

　同じく、総括主査の東でございます。よろしくお願いいたします。

　同じく、主査の吉田でございます。

　同じく、課長補佐の佐藤でございます。

　同じく、総括主査の山本でございます。

　障がい福祉室障がい福祉企画課　課長補佐の小牟禮でございます。

　同じく、総括主査の北村でございます。

　障がい福祉室地域生活支援課　総括補佐の倉橋でございます。

○司会　次に、会議の成立についてご報告いたします。「基盤整備促進ワーキンググループ運営要綱」第５条第２項に、「ワーキンググループは、ワーキンググループ委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」と規定しております。本日は、委員全員の出席がございますので、会議は有効に成立していることを委員会にご報告させていただきます。

　なお、同要綱第８条の規定により、本ワーキンググループは原則公開となっております。個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただきます場合には、一部非公開ということで、傍聴の方にご退席をいただくことになりますので、プライバシーに関するご意見をされる場合は、あらかじめ申し出をいただきますようお願いいたします。

　最後に、議事録等を作成のため録音をさせていただきますので、あらかじめご了承を願います。それでは、これからの議事進行につきましては、谷口ワーキンググループ長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ＷＧ長　はい。それでは皆様方、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。最初に少し自己紹介、ということで。

私は関西福祉大学からまいりました。大阪には似たような名前ですが、うちよりも大きな関西福祉科学大学というのがありますが、私は、実は兵庫県の西の端にある別の名前の大学でして、つまり大阪のことは正直あまり存じ上げておりません。今後、事実誤認等の発言がございましたら、遠慮なくおっしゃっていただければと思っております。

　私は兵庫県で障がい者の社会審議会の部会や、自立支援協議会等でここ数年、意見あるいは支援には関わってきてはいるのですが、先ほど申し上げましたように、大阪の状況というのはあまりよくわかりませんので、委員の皆様に助けていただければと思っております。

　最後に、このワーキンググループとしてどういった形でいくのかというところで、私なりの考えですが、「何を」というのはある程度わかっているとは思っているのですが、「いつまでに」かつ「具体的にどうやって」というところにまで詰めて、それで親部会へ持って上げられればと思っております。

　というのも、兵庫県でいろいろと計画の部会や審議会の部会がありますが、「検討します」と言うだけで止まっているような部会があります。地域性が違うとは思いますが、そういうのは部会なり、報告会、審議会ではないという形で進めておりますので、できればこちらでも、部会でもきちんと具体性のあるものを持って行ければと思っておりますので、皆様方の積極的な発言をお願いしたいと思います。

　それでは、今回、改めて皆様方には委員にご就任いただきまして、初めての会議ということでございますので、「基盤整備促進ワーキンググループの運営要綱」第４条に、これは参考資料２「基盤ＷＧ運営要綱」に、この第４条の規定で職務代理者を指名する必要があるのですが。できれば、小阿弥委員にお願いしたいと思いますが、委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。

○委員一同　異議なし。

○ＷＧ長　よろしいですか。ご負担をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

○委員　よろしくお願いします。

○ＷＧ長　はい。それでは時間は限られていますので、議題に移らせていただければと思います。本日は予定している議題は大きくは２つございます。まず、そのうちの議題（１）「基盤整備促進ワーキンググループの進め方について」ということで、これをまず事務局からご説明をいただけますでしょうか。

○事務局　はい。それでは、すみません。議題に入ります前に、先ほどの中井課長のあいさつとも少し被るのですが、もう一度、本ワーキンググループの設置の根拠、それから所管する事務につきまして、改めてご説明をさせてください。

お手元の参考資料１をご覧ください。「地域支援推進部会設置運営要綱」でございます。こちらの第６条「ワーキンググループ」という項目にございます、「２つのワーキングを置いて審議する」と定められております。

　まずは上段の精神障がい者地域移行推進ワーキンググループでございますが、平成２７年度より重点的に開催してまいりまして、平成２８年９月に大阪府としての推進方策を取りまとめた報告書を作成する予定としております。

　下段が本ワーキンググループでございます。担任事務を見ていただくとおわかりだとは思いますが、「地域生活を支えるための基盤整備の促進方策に関する調査審議」となっております。障害者総合支援法が掲げます、地域における自立した生活をするための支援を実践するということになりますと、行政だけではなく、障がい者サービスを提供する地域の事業者の質と量を確保する必要があります。その基盤整備の促進策をこのワーキングで検討せよ、ということになっておりますが、その範囲というのがあまりにも広くなっております。

　実際に、平成２４年から２５年度にかけまして、このワーキングをころがしていって、一旦平成２６年３月に報告書が取りまとまってはいるのですが、あまりにも広範囲すぎて、検討すべき課題の整理だけで終わってしまったという経過がございます。

　今回は約２年ぶりにこのワーキングを再開することといたしました。前回の経験と第４期障がい福祉計画の進捗状況を踏まえまして、今回は府内市町村における地域生活支援拠点の整備促進に特化して、このワーキングでご議論をいただく、ご審議をいただくということにしたものでございます。

　少し長くなりましたが、本ワーキングの設置根拠、それから今回の開催の目的、狙いでございます。それでは、議題（１）に関するご説明を順次させていただきます。

○事務局　はい。それでは議題（１）「基盤整備促進ワーキンググループの進め方について」に関しまして説明をさせていただきます。資料は１から５の順番に沿って説明をさせていただきたいと思います。

　先ほど、余田からお話しましたとおり、本ワーキンググループにおいては、地域生活支援拠点等の整備の促進に特化して、ご審議いただきたいと考えております。まず、地域生活支援拠点等の整備に関して、国は何を求め、どのような方向性を示しているかについて、改めて経過を振り返り、確認をしたいと思います。資料１をご覧ください。

　資料１「地域生活支援拠点等の整備に向けた大阪府の現状と課題」と書かせていただいておりますが。資料１の上の枠の「経緯」のところをご覧ください。平成２４年に、いわゆる「総合支援法案」の付帯決議において、「障がい者の高齢化・重度化や親亡き後も見据えつつ、障がい児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における居住支援等のあり方について、早急に検討を行うこと」とされました。

　それを受けまして、国の社会保障審議会障害者部会及び検討会で議論され、地域における居住支援に求められる機能や、機能強化の進め方についてまとめられました。

　その内容を受けまして、市町村や都道府県がサービス提供体制の計画的な整備を図る「基本指針」において、第４期障がい福祉計画期間中に、少なくとも１つを整備することとされました。

　資料の左下の枠には、その基本指針のうち、地域生活支援拠点の整備に関する事項を抜粋しています。指針では「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援等の課題に対し、地域の社会資源を最大限活用し、地域全体で支える体制の整備を進める」とあり、特に「地域生活支援拠点等の整備に当たっては」としまして、５つの機能、「相談、体験の機会及び場、緊急時の受け入れ・対応体制、専門性、地域の体制づくり」を強化する必要があるとされました。また、資料右下のポンチ絵で、多機能拠点整備型と面的整備型が例示されました。

　国が示しているものとして、基本指針と例示及び資料２の留意事項となります。

資料２「地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について」をご覧ください。こちらの留意事項では、報酬上の評価や既存制度の積極的な活用が示されておりますが、拠点に特化した財源は示されておりません。

　しかし、表紙裏の２ですが、「整備に当たっての留意事項」の（１）に記載のとおり、市町村自立支援協議会の活用が重要とされています。これは、地域における障がい者等への支援体制に関するニーズ及び課題を把握している自立支援協議会であれば、どの機関が拠点にふさわしく、どんな機能を付加すべきかを判断しやすいとの考え方によるものです。以上、国からの通知等でございます。

　資料３「地域生活支援拠点等の整備（都道府県別）」をご覧ください。こちらは、厚生労働省が、地域生活支援拠点等について、第４期障がい福祉計画に掲げる都道府県別の目標を集計したものです。ほとんどの都道府県で目標を掲げておりますが、資料下にも書かれておりますとおり、５府県は設定をしておりません。また、資料にはお示しをしていませんが、平成２７年８月に北海道が行った調査では、資料３のように目標設定はしたものの、ほとんどの都道府県において、整備の手順や基準は未設定、または国の動向を待ちたい、との状況が報告されています。

　具体的な整備の考え方を示したものの参考として、参考資料４「北海道における地域生活支援拠点の整備に係る基本的な考え方」をご覧ください。後ろのほうに付けておりますが、こちらは、北海道の考え方が示されたものでございます。必要な機能や整備箇所、整備方法等が示されております。こちらも、またご参考にご審議をいただけたらと思います。

　資料４「地域生活支援拠点等整備状況調査（Ｈ２７年１２月時点）」をご覧ください。こちらは、平成27年１２月１日現在の大阪府内の市町村の状況をうかがった調査です。大阪府では、本日お越しいただいております委員の吹田市・豊中市におきまして先行して整備されておりますが、それ以外は検討中となっています。資料では、「今後検討」が１９となっており、「自立支援協議会等で検討」が１６となっていますが、具体な検討に至っていない状況があり、半数の市町村が検討できていない状況です。

　資料５「基盤ＷＧの進め方等」をご覧ください。上段は、本ワーキングの進め方の案です。第１回目、本日は「地域生活支援拠点等を整備するとはどのような状況を指すのか」、また、「地域生活支援拠点等整備の現状と課題」について審議をいただきたいと思っております。２回目、３回目以降、整備モデル案等を検討し、具体的な形にしていきたいと考えております。

　また、中段は、「地域生活支援拠点を整備するとはどういった状況を指すのか」についての事務局案となっています。先行して整備された吹田市・豊中市のように、第４期障がい福祉計画期間中に運営を開始されることが望ましいのは重々理解しておりますが、府内の状況を見ますと、そこまでは厳しいのではないかというようにも思っております。ですから、「少なくともここまでは整えてほしい」という案として、事務局案としては、地域生活支援拠点等の整備について、自立支援協議会等で検討し、整備計画を立て、第４期障がい福祉計画期間中にどこまで整備するかをもって整備したとみなし、今後も継続的に検討していくこととしたいと考えています。

　委員の皆様方には、ただいまご説明をしました「進め方」、「整備の状況」につきましてご審議をいただければと思います。よろしくお願いします。

○ＷＧ長　はい。ありがとうございました。資料１から５と参考資料４等も含めて、事務局から説明をしていただきました。ざっくばらんに、今の説明についてのご質問、あるいはご意見等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

　今回、地域生活支援拠点の整備に特化して議論を深めたいと。

○事務局　はい。

○ＷＧ長　それでいいですよね。いかがでしょうか。市町村の状況や、これに関して話し合っているような。

○委員　はい。富田林市なのですが。実際に、先ほど少し説明があったのですが、地域生活支援拠点については今、資料４の中の「今後検討」という形で富田林市は出させていただいています。その理由が、明確な理由がないというのと、市としてはもちろん財政的な部分というのがあるので、どこまでやって地域生活支援拠点というようなのが見てもらえるのかというのを、市町村といいますか、府内の状況を今見ているような状況であります。

○ＷＧ長　はい、ありがとうございます。なかなか財政のめどが立たないということです。

○委員　そうですね。

○ＷＧ長　ほか、いかがでしょうか。基本的に国がこういったある程度のイメージは示しているということですが。

○委員　いいですか。

○ＷＧ長　どうぞ。

○委員　基準がないというところ、先ほども出ていますが、何を持って整備したとするかというところで、各市町村によって状況も違うのでしょうが、ある程度資源を集めることができても、やはりそこに誰がしっかりとコーディネートできるのか、や、そこのシステムがきちんとできていないと、やはり整備できたとはならないのかなと。資源を集めただけで、絵に描いた餅になって、やはり機能できないという状況になるのかとは思います。どこまでをもって整備したと言えるのかということも思っています。

○ＷＧ長　その辺もありますよね。うちの市ではこうしますという中で、見られた方から、ここはどこの拠点になったり、これがネットワークになって、どう動いていくのか、ということまでが突っ込まれて初めて、ということなんですね。

○委員　そうなのです。これだけ資源がありますよというだけでは、きちんと機能しないのかなと。

○ＷＧ長　それはもう話になりませんよね。はい。どうぞ。

○委員　６月から吹田は一括でうちがやるのですが、１箇所では足りないと。一番身近な相談にのれるというのは、小学校区や中学校区に１箇所ぐらいというようなことを、私どもはこれからもやっていかなければいけないのかなと思っているので。市町村に１つというのは本当に最低限という箇所数な感じで思います。

○ＷＧ長　ありがとうございます。参考資料にもありましたが、兵庫県は、４０市町中で、少なくとも市町には１個ということですが、今おっしゃったご意見のとおりで、先行する状況では、１つでは話にならないというか。逆に１つであることによって、障がい者の親御さんや本人が変更から依頼していかないといけないというのがあります。それはおかしいという意見も出ています。

私はあまり大阪を知らないのですが、非常にコンパクトにまとまっているような市ということであればまた違うでしょうし。あるいは非常に小さな市だと公費、財政が厳しくなると思うので、そのあたりを少し整理する。ただ、１箇所ではいけないだろうとの意見は頂戴しています。ほか、いかがですか。はい。どうぞ。

○委員　うちの法人は東大阪市にありまして、東大阪市の状況ですが、今年度、地域生活支援拠点ワーキングというのを自立支援協議会の中に立ち上げて、先日、第１回目があったという状況です。相談支援等を、東大阪の中の事業所連絡会みたいなところ、短期入所の関係の方や、グループホームの関係の方、施設連絡会では、施設の集まりの代表など、そういう人が集まって話をして。まだ具体的な話にはなっていないのですが、やはりコーディネートというところでやはり相談、市の委託の相談支援事業所がありますので、おそらく、そこが中心になっていくのではないかというようなところで。

ただ、２４時間緊急対応ということで、２４時間対応というところが少し、今の委託相談のような対応は無理なのかなというところが課題にはなっていて、国で出されている５つの機能というところで、それぞれが持ち帰ってまた検討するというところでとりあえず終わっているのですが。そういう状況です。

東大阪以外の状況は、各市町村の状況はあまり詳しくはわからないのですが、市町村によってここが足りない、という問題点も違うのだろうなと。そこまで整理できているのがあってできたらいいのではないかと思っていますが。

○ＷＧ長　ありがとうございます。自立支援協議会でこれを検討しようというのは、どんな経緯でそこに至ったのかはご存知だったら。

○委員　その経緯はよくはわからない、詳しくはわからないのですが。やはり国で、各市町村で必ず作りなさいというところで、期限が迫っているというところでの立ち上げになったのだとは思っています。

○ＷＧ長　はい。いかがですか。どうぞ。

○委員　豊中市で８月１日から始めさせていただくのですが、皆さん、かなり期待が大きくて、「拠点」という言葉から、もう何でもできるという。ただ、１箇所でとても少ないというご意見もあって、たぶん実感としてはそうなんだろうなと思うのですが。ニーズが非常に多岐にわたるので、拠点と名がつくことから、あれもこれもみたいな期待だけがすごく高くなっているように思います。だから、どうしようということで今は思っているのですが。

　ですから、ネットワークをつないでいくというような形と、あとはやはり機能をもう少し分化していくというか、１箇所ですべてをこう、何というか、玉手箱のような、それはできませんではなくて、役割を分けていくというような形で市内を整備していくような、コーディネートの機能のほうがいいのかなというように少し思っています。

○ＷＧ長　国が２つ示していますが。これを具体的にこう思ったのは、そもそも複数持っていて、ある意味、いい意味で抱え込みができるような、規模によって難しいでしょうが。やはりそうなってくると、うちはネットワークがある、というような部分が。

本当に、国が言ったからとか大阪府が言ったからとは違って、自分たちの市が先頭に立ってどうあるべきかということを検討していかないといけないと。いつまでも国のことを待っていても何も動いてこないなという気がしますがね。ただ、それは拠点がある市が、しかも１箇所しか設置していなかったら、それは辛いものがあります。無理です。

　ほか、いかがですか。はい。どうぞ。

○委員　私もそこで全部が完結するというのは、やはり地域での生活を進める方を支えるに当たっては、全然違う発想かなとは思うのです。

しかも、至る所で「ここに行ったら」と、とりあえず相談支援と一緒にするのでね。相談支援事業は、どれだけうまく大阪府の中で進んでいるのかというようなことにも関わってくるのかとは思うのですが。やはりその親御さんなりご本人なりというのは、とりあえず自分の知っている所、そこがまず第一の入り口かなと思うので。

そういう意味では、やはりどこか１つが受け付けて、「そうですよ。あそこに連絡しなさいよ」みたいに、そういった発想がどんどん増えていくほうがうれしいなと思います。

○ＷＧ長　その市その市で、例えば信頼できる法人がいるでしょうから。今おっしゃるとおり、拠点になってしまうだけの「整備」になってしまうと、どちらかというと、「行きなさい」になってしまう感じで重くなってしまうので。逆に、いろいろなネットワークの事業所たちが「行きますよ」的な駆け込み型の方が、最終的にはいいような気がするのですがね。ほか、いかがですか。

○委員　感想になってしまうのですが。各市町村によってかなり動きが違うので。場としてよくあることなのですが、だいぶ差があるなと感じました。

○ＷＧ長　それは兵庫県でも同じです。たぶんこれを検討していくと、最終的に行き着くのは、相談支援事業所がどれだけ数があって、どれだけ機能しているのか。あるいは、どれだけ核になろうとしているのか。あるいは、自立支援協議会が本当の意味で、単なる設けた機関なのか。例えば、委員のところのように周辺利用しているところとは、かなり違うとは思いますので。

兵庫県では、ものすごい格差はあります。尼崎市は皆様方もご存知かと思いますが、全国で最低ですよね。まだ１０％、計画策定ができていない。あるいは神戸市などは、見た目上の計画率ですが、全部セルフプランで３割。「セルフプラン作ってくださいね」と言って、平然としているような自治体もありますから。そうなってくると、無理という地域もあるのかもしれません。ほか、いかがですか。

○委員　先ほどのこの話の中でも、資料をいただいた「整備に関する課題について」の中で、拠点のところへ１箇所に相談等が集中してしまうのではないかと。短期入所や、グループホーム等まで、１箇所に集中してしまうのではないかというところで、もっと全般に広がっていることなのだとは思うのですが。

東大阪のワーキングの中でも話をしていたのですが、実際にこの緊急ということで、いろいろなところで公表をして、例えば緊急であっても、家族が入院されたとか、急に亡くなったとかということに対しては、現状でもそれなりに対応ができている部分があって。

東大阪は、足りているかどうかは別として、短期入所は割とありますので、そういう場合は、１箇所では無理でも、よそと連携して、ある程度対応できているのではないかという。ただ、たらい回しになってしまっているケースというのは、結構、困難ケースと呼ばれる、少し対応の難しいケースが最終的にはたらい回しになってしまうような状況があって。だから、そういうケースが、どこか拠点になっているところ１箇所に対応が集中してしまうという恐れもあると思うので、相談機能をうまくシステム化して、うまく分散できるような形が、その辺のコーディネート機能がしっかりしていれば一番いいのかなとは思うのですが。

○ＷＧ長　はい。すごいですね。短期入所で困らないで潤滑されて。

○委員　困っていないわけではない。

○ＷＧ長　よく聞くのは、２カ月前の、何時になって電話をする早さが勝負みたいな地域もありますし。あるいは兵庫県だと、一見さんだと受け入れてくれないなど、最初の頃はそんなことがありましたが。本来はおかしいですね、そういうのは。一見さんのまま、ずっと放置しているという。相談支援もきちんと短期入所の中で「つなげとかんかい」みたいなところをよく言われるのですが。

○委員　取り上げると、困難ケースと呼ばれるケースが最も「無理です」みたいなことで、たらい回しになったりするような現状があるのかなと。

○ＷＧ長　今の発言から少し思うのですが、この国の構想はどちらかというと平面的な構想ですよね。要は、拠点でいくのかネットワークでいくのか。でも、困難ケースで、そのネットワークで受けられないときの、医療でいうところの二次医療や三次医療の垂直の部分を、市単独でなしに広域を含めて、どうもっていくか、みたいなそういう検討がここでは少しいるのかなと。大丈夫ですか。

○事務局　はい。問題ないです。大丈夫です。

○ＷＧ長　その辺も含めて、もし意見があれば出していくということで、よろしいですか。はい。ありがとうございました。ほか、いかがですか。せっかくですので、これ言っておかないと、というのを。

○委員　豊中市でいうと、私たちもこれから始めるのですが、いわゆる緊急枠で、短期入所が１部屋というか、持っているところが別のところにあって、そこの稼働率がやはり半分を切るんです。

○ＷＧ長　持っていてもということですか。

○委員　はい。少し中身は分析しないと。今も言われたように、強度行動障がいのような人たちが、もしかしたら難しいと言われているのかとか。中身まではわからないですが、数字的には、そんな現状があって。

でも、やはりご家族さんとか、高齢になってくると、もしかすると、この拠点のほうが。２４時間受け入れてくれる、緊急時に受け入れてくれるというのが、１つ何か、不安感が高いのか、非常にニーズとしては高いのだなということと。

先ほどからネットワークのようなことも出ているので、何か、それこそ委託の相談ではないのですが、そんな形でできるようなことを考えていかないと。作っても作っても、作るには予算が要るから難しいとなってくる。ここでの議論も理想論を言っているだけで、現実になかなか則してこないというようなものになっていってしまうかなと。

○ＷＧ長　そのあたりのこともここで、「こんなん、あったらいいよね」というのは出していって。具体策というところには、我々には行政のご協力がありますから。例えば、今言われた意見だと、休日だったら急病センター、どうやってやるのかは、持ち寄りでやっているではないですか。それで、その職員の人件費を一法人だけでやるのか、それを持ち寄りでするのかみたいな、そのように、あとで決算するのがあってもいいとは思いますがね。

　前段のショートに関しては、少し大阪はわかりませんが、兵庫県だと確かに稼働率は低いのですが、よく見てみると、土日と春・夏休みが詰まってしまっていて、それをなべた稼働率ですが。土日が取れないという状況も１つあります。

○委員　そのことで言いたいことがたくさんありますが、どこから話したらいいのか。

まず相談の関係でいうと、２４時間というのは最低限ですね。それで受けて、訪問するのと、あと受け入れるのと、２つ要るわけですね。だから、訪問できるような体制がそこで取れないといけないということで、２人は居ないといけないわけですね、２４時間でというと。そこまでの部分を本当に委託相談のみで出せるのかということで、そういう体制が取れる１つの、拠点機能での相談支援というのを吹田市の中で単費で取れないかというのを、うちの中で１つやっているのと。

　あとショートステイ。先ほどおっしゃるように、緊急枠が要るんですよ。緊急枠が要るということは、ショートでそれだけお金が入らないわけですから、その部分で１名枠を吹田市が単費で出すというようなことを、今、吹田市との調整でできないかということでやっています。

　そのショートステイの空き情報を、相談支援のいろいろなところが知っておかないといけないですね。知った上で、いくつか相談支援があって、そこに拠点があってというような。その拠点がそれをコーディネートするというようなこと。面的整備をするにしても、それはやはりコーディネーターで、どこもおっしゃっているように、そこの機能が必要になるとやはり財政の支援が何かしらないと、少しそこの機能はしんどいなというのは。面的整備をする上でもしんどいですね。

○ＷＧ長　不適切な言い方かもしれませんが、無駄な部分に投資するということが、結局はご利用者の安心につながるし。逆にそこがハンドルを回していい部分が全くない整備というのは、結果的に、入所しかないという方向へ行ってしまう。結果的に高くつくというのは、結構よく言われていることなのですが。例えば、ここに関しての財政的支援が欲しいといった意見として反映させていければと思いますが。

○委員　もう１つ。一般で受けてくれない重度の人たちというので、１つは行動障がいの問題。例えば、医療的ケアがないので、ほとんど受け入れができないという部分がやはり出てくる。行動障がいの部分でいうと、やはりそれなりの環境整備と職員の厚さなど、そういうのが必要になってくるということを、やはりどこでみるのかというのがとても大きな課題であると。

だから、それも今回、吹田は面的整備というのではなくて多機能型という中で、できるだけそういう人もみられないかということを想定して、今回は吹田市としては一定の広さや職員体制ということを１つ提案したの。

あと、もう１つは看護師の配置。これについては、吹田市単費で、グループホームでの看護師配置というのを、この拠点だけではなく吹田市全域でですが、グループホームの中での配置というのを、今回追加していただきました。それでもやはり、医療的ケアが本当に必要な方で看護師が泊まっていないと、というような人もいるので。結局、本当に重度の人が今回うちの拠点の中ではまだ対応できないということで、まだ置いてしまっているというようなことはあります。もっとそこにお金があれば何とかなるのかなという気はするのです。

○ＷＧ長　確かに今おっしゃられたのは、国の資料からは読み取りにくい、どんなスタッフが、ああいうところに。逆に言えば、ここでは、そんなことも含めてこういうのが、というのがまさに第三の課題だと思います。

　逆におうかがいしたいのですが、こちらで、例えばこういう拠点の整備や、あるいはそれ以前の自立支援協議会での協議がありますが、老人福祉領域の人が参画してきてやっています、というようなところはご存知ないですか。

　国の資料の中でも、高齢化ということでいえば養護老人ホームの部分が、言葉が悪いですが、３、４割の方が障がい者出身で、兵庫なんて９割ぐらいですよね。特養（特別養護老人ホーム）も同じだとは思いますが、逆に新たな強みとして、医療的な部分があったりとかあるので。その辺のところと連携しているようなところで。

東大阪は、自立支援協議会では、そういう方が参画していますか。いかがですか。

○委員　そんな特別はないですね。

○ＷＧ長　わかりました。ここにも、これはどこかにありましたが、「地域フォーラムの活用」とありましたが、障がい領域にいきた社会を作る、と言われても少し閉塞感がありそうな気がしますが。そのあたりの何か情報があれば教えてください。

○委員　その意味でいうと、大阪府社会福祉事業団は高齢に特化してやってきていて、逆に障がいは、かなり昔にはやっていたこともあるのですが、新たにやっていくので。

たぶん、プロポーザル（方式）に、うちの法人が手を挙げたのは、高齢の合築というところで、今まで培ってきたノウハウが活かされてという。医療的ケアまでは、夜間はどうしても、こちらにありますように、実施しないのですが。今の特別老人ホームでも、ナースが関わっているわけではなくて、オンコールで呼び出せるような体制で対応するように組んでいるので。それでいろいろとケアを何とかこなしているというか、やっている状況なので。取り入れるのかなと。

たぶん、高齢をやっていたところが障がいも入ってくるというような流れがあるのですが、それは障がいの方がどんどん高齢化していくので、障がいをやっている事業所が高齢の事業に、介護保険に参入していくというような流れが、早いうちにやって出てくるのかなという印象はあります。

○ＷＧ長　その辺、高齢領域が障がいに入っていったときに、こんな声を聞かれたことはないですか。兵庫で老人福祉施設から障がいを受けたいが、「わからんし」と言われる。特に強度行動障がいの人だったらわからない。とある自治体の、その老人福祉施設の職員も障がいのところへ、費用を出して研修に行ってもらって、帰ってきて言うことが、「結局こんなん食わず嫌いみたいやった」。「わからなかっただけで、やってみたら、これはいける。」と。逆に職員は「行きたい」、「やりたい」と言い出して、そこは受け入れができるようになった状況はあったりするので。

結局、ここの資料でいえるのは、非常にいいやり方の一つになっていると思いますね。ほか、いかがですか。

○委員　私は今いるところは箕面育成園といいまして、知的の高齢の方の入所施設にいるのです。平均年齢が67歳、一番上の方が８３歳なのです。そんな中で箕面市が、今、入所施設の方というのは介護保険の認定などは出してもらえないのですよね、市町村から。

例えば、入居者に限っては一応、暫定というような、一応は出してくれるのですよ。そういうときに地域包括。市の、もともと障がい福祉課しか我々というのはあまりお会いすることはなかったのですが、福祉の方なども、高齢と介護保険と障がい福祉というのはつながりが全くないので、どちらにお話を進めていったらいいのかというのが、困ることがたくさんあるのです。

うちの園に関していえば、次の段階として、やはり介護施設のほうがきっとより安心して生活していただけるのではないかと。そのように思われる方が何人もいらっしゃるのです。そんな人が今、各市町村の介護保険課や高齢福祉課とお話をするのですよ。でも、ここは地域包括のほうがいいかなというような、少しそういう思いがあって。地域包括から福祉へつないでいってもらうというようなことや、そのまま施設へ紹介していただくということを、今やっている最中なのですが。

ただ、我々の役割として、介護保険の事業所にどんどん足を運んでいくということと、あと、お話をさせてもらうことで、向こうの方々も興味を持ってくれますので、そういう意味では今からかなというようには思っています。一緒に何かをできればと。知り合いの人も、６５歳になったら介護保険を使わないと、みたいなことを言われている中なので、できればつながりを持てばいいのかなという感覚はあります。

○ＷＧ長　そのあたり、ケアマネジャーみたいなのもそうだし。行政のほうでも６５歳になったら、こちらはよくわかりませんが、オートマチックに近い形で介護保険にいってしまうようなケースもあるので。やはりそれは避けないと、えらいことになるし。逆に、ずっと障がいでいいのかなといったら、おかしいのではないか。そこの捌きをきちんとできるといったら、今おっしゃるように地域包括で、ケアマネジャーみたいなのが欲しいですよね。ほか、いかがですか。

　議題（１）は、あと何分ぐらい議論できますか。

○事務局　まだ時間、余裕あります。

○ＷＧ長　はい。せっかくやから言ってくださいよ。今日はイメージをつかんだり、あるいはどういうことを検討するのか、もっと絞り込んでいきたいと思いますので。フリートークで。

○委員　先生。私が今言った、ある例というのは堺市なのです。堺市では社会福祉法人がものすごく多いじゃないですか。営利も含めてね。グループホームもたくさんバックアップしているのですね。

その中で、今は当たり前のことかもしれないのですが、そもそも、自分のところの事業所を利用している、サービスを利用している方だけへの支援ではないですか。グループホームというのはいろいろな所にあるので、例えば、同じ府営住宅に違う法人がバックアップする利用者がたくさんいてはったりするのですね。そんな中でグループホームの運営の仕方の基準はありますが、支援は全く。支援というのか、かなり大変で、どこも同じで、そうだと思うのですが。

そんな中で少し出てきたことが、言ってくださったある方がいらっしゃるのですが。もっと小学校・中学校区内で、そこで地域生活を、もうそれこそ支える拠点のようなものが。あるいは、まさしくこれなのですが、ショートもあり相談もあって、そこにバックアップ機能を持たせてというので。

普段はもちろん、そこの法人がそれぞれのバックアップをやるのですが、緊急のときというのがなかなか、動けないというのがどこの法人もあると思うのです。そんなときにそこにかけたら、誰かが報告、動ける職員を配置すると。発想はすごいいいですよねと言って、皆さんも思っていて、説明に回ってくださったのですよ。

ただ、それを誰がやるのだろうと。誰がやるのかというのは、例えば、それぞれのところから職員を派遣するということなのか、どこかの法人が代表でやるのかとか。具体的に必要なのですが、「では、運営は」といったときには厳しいかなと。民間社会福祉法人でどうにかしなさいということなのか。本来、給付費としては無理だと思うのですが。お金の問題もあるので。

○ＷＧ長　そうですね。今、中学校区という言葉が出ましたが。おそらく、その市域の広さや、その交通基盤のことを考えると、あるいは他領域、具体的には高齢者ですが、考えたときには、これからは中学校区単位で整備していこうかなというときに、それに乗っかったり、あるいは活用しないというのが、どうも何か無駄が多い部分になるのかもしれませんね。

何と言うのでしょう。人件費の問題からいえば、民間だったら比較的、障がい以外の部分はあまりやられていません。介護保険で、施設施設で１日のうちに行ったときに、どちらかしか成立できないといったときには、表面上どちらかが請求するが、医療などは結局それを按分して、民民でやり取りしたりしているのです。

そういうのをルール化したりする。あるいは、共有で人を抱えて、ショートがいっぱいだったら、何も来ることだけがショートとは違うので、スタッフで予備を抱えていて、そういう取り組みを、そちらへ行って隣もみますよというのが、まさに協議会の知恵の見せ所のような。

連携しないのであれば各施設でスタッフを抱えると、そういったことで手を打つ以外ないですよね。だから、その辺はまさに、知恵を市町村が絞らなければ、協議会が絞らなかったら、あかんと思うのですね。これは何年待っても国からは絶対に出てきません。市でやらない限り、考えない限り、上を見ていても絶対に出てきません。

○委員　本当にまさしくそこで、小・中学校区に１つの拠点機能という、そういう発想で動いていて。ただ、実際に「じゃ、拠点のほうは私らで」みたいになって、相談を全部受けられるのかと。誰からも相談を受けて、「では、それで」というのはやはり無理なのですね、実際にはね。そこの連携というのは、ものすごくこれから必要になってくるだろうなと。

実際に知っているのは、作業所に行っている、そこの作業所の職員が一番その人をよく知っているのかなと。だから、やはりそういう連携というのはこれから、本当にこれから私たちが知恵を出し合って、ということでやっていくというのが一番だろうと。

　あと、もう１つは、先ほどおっしゃったように、グループホームの支援というのは、その地域支援の中のもう１つ大きな柱であったのですよ、拠点機能の中に。おっしゃるように、本当に１人で泊まっているので、何かあったときに全然対応できないわけですから。それを、誰がどう対応するのかということを、これは本当に地域の中のグループホームの、本当に部会の中でというぐらいのレベルの中で。要は、行ってあげて少し見ていてもらえたら、その瞬間だけでも見ていてもらえたらということだと思うのですよ。それをするというのは、やはり拠点機能に少し余裕を持ってということが必要になる。

この余剰がなかなか拠点で持ちにくい。最低限国の制度で、今後も必要だと思っているのは、ヘルパーが入れるではないですか、今は。そこはまだ大きいのですよ。それによって何とか赤字の部分を少しでも減らしてというように今できているというのがあるので。

　だから、うちは今、初任者研修も自分たちで持っているので、ここの新しい拠点のところの職員は全部ヘルパーの資格を持つぐらいという部分で、単価をそこからというようなことで、何とか人を置いておけるシステムを作りたいというように思っているので。とにかくそこも人なのですね。そことの連携。それでもって連携できてくるのかなと。できたらなと。

○ＷＧ長　そういった工夫事例もどんどんと教えてください。少し今の話を聞いて思ったのですが。ヘルパーさんは意外と年齢層がどんどん高くなってきて、日中は強いが、まさしく必要となる夜間の急変にどう対応すべきなのかという。これはこれでしっかりと決めて。昔よくあったのはバックアップ施設というのを、グループホーム単位でしっかり持ってリンクしていけるような、そんな設計図も要るのかもしれないなと思いますね。はい。ほか、いかがですか。

○委員　拠点整備というか、財源の話がいっぱい出てきたのですが、人材確保というのが非常に、うちだけかもしれませんが。ここは、あまり出てこなかったので。どう考えておられるのかなと。

○WG長　有効求人倍率が２倍超えていますから。質の高いということですか。

○委員　そうですね。

○ＷＧ長　だから、むしろ入ってからしっかり、こういった皆様の優秀なところで育成していくしかないのかもしれませんね。

○委員　そこはもう解決策はないので、なかなか来なくて。

○委員　うちだけではなくて。

○委員　いえいえ。特に泊まりのできる職員がいない。どこも同じだと思いますよ。

○ＷＧ長　まさに地域の協議会の役割になってくるような気がするのですよ。なかなか、法人として自前で研修なんかを持っているのは少ないのですよ。では、どうしているかというと、施設の中のＯＪＴなんかがやっているというのが、当然ながら多いです。その中で怖いのは、いい施設だったら、そのＯＪＴで職員が育つのですが。率直な話をしますと、ろくでもない施設だと、ＯＪＴで質の劣悪な職員が増幅されてしまうということがあります。ほか、いかがですか。はい。

○委員　このコーディネート機能が大事だということが出ているとは思うのですが。実際に利用するサービスで民間の資源を使っていくことになると思います。実際のところ、やはり一見さんお断りみたいな、先ほども話が出ていましたが、やはり法人のところは自分のところの法人の人が優先になっていたり、ショートや、グループホームなど、そういう現状がある中で、やはりコーディネートをする上で、ある程度の裏づけは市の仕組みにきちんと組み込むとか。

やはり何か裏づけを持てる、中立公平で動けるような環境を整えて、周りにも周知するような、そういう形を考えないといけないなと。

○ＷＧ長　まず、その意味でいえば、確かにキーになるのは相談支援専門員の気がするのです。逆に困っている人は、これまで止まってしまったら、Ａ事業所、Ｂ事業所、それぞれ全部自分で電話しないといけないということになる。それはおかしいですよね。それを全部相談支援専門員につないだらと。ここが連携の存在というか、ネットワークでそういうつながり方ができているという。そこの人がこれを知っていると。これを知った利用者が知っているというのが１点と。

　そうなってくると、相談支援専門員がしっかり助けてあげられているのかどうか、きちんと、セルフプランでなく、きちんとすべて相談支援専門員がついているのかみたいなことが、次に進む市町村の課題になるのかなという気がします。

　はい。きょうは何か、何かをまとめるという具体のところまでというよりも、方向性としてということで意見を頂戴いしたらよろしいですか。ほか、どうですか。

○委員　職員の話でいうと、職員が来にくいというのもそうなのですが。グループホームというのは、やはり１人職場で、なかなかそこの育成というのが、やはり１人でどうしてもこうやっている中でなかなかしづらいというのがあって。うちは今度２０名定員のグループホームをやるのですが、やはりそこで職員が複数配置できるというところで、見ながらということで教えられるというのも、この拠点機能では大きいかなとは思っているんですよ。

○ＷＧ長　大きいですよ。

○委員　だから、そのような職員の育成、特にグループホームで単独でやっておられるところの部分が、本当はそこに法人連携でいろいろなところが連携してやれるぐらいのことがやれたら、素晴らしいのでしょうが。やはり拠点機能にはそういう面があるということは１つおさえておいたほうがいいかなと思います。

○ＷＧ長　非常に大事なご意見を頂戴しました。連携することで、相互に情報交換しながら、結局は職員が育ちますよ、というのは、ある意味、行政として財政支援する上でもいいことですので、そこを強調していけたらいいかと思います。

　実例として、奈良県の老人福祉施設財団があるのですが、あそこは養護老人ホームだけで、若い職員の連絡会があります。月１回、それぞれの養護老人ホームを覗きに行きます。そうすると、お互いのいいところ悪いところの意見交換をすることで、入った職員が２、３年でかなりスキルが上がるということを言っておられました。ほか、いかがですか。

○委員　身体障がい者の、うちは施設のそういう名前をQOL委員会と言うのですが。それは近畿で特に大阪と和歌山があって、全部で２５施設しかないのですが。そこは職員が定期的に2カ月に1回ほど集まって、それも同じように各施設を順番に回りながら、同じようなことを共有して。私も若いときはその委員に入っていたのですが、非常に勉強になるし、学びの多い研修をさせてもらっています。

○ＷＧ長　はい。たぶん、これを否定する意見は出てこないと思うのですよ。連携しようだとか、職員間の相互フォローしようかということに対して、そんなのは無駄ですよという意見は出てこないと思うので。１つ、この基盤の整備をしていくとこういう効果がありますよというのは、進めていきたいなと思います。ほか、いかがですか。

○委員　すみません。面的整備のほうで、先ほどからおっしゃっているすべてに相談支援専門員がしないといけないですね。実際にこのコーディネーターというのは、相談支援事業という、それも市町村によっても違うのですよね。委託、基幹などがあって。どの市がついて、どの市がついていないのか、関わっていないからわからないのですが。このコーディネーターというのは、どこからの派遣というか、コーディネーターなのかというのが、あまり少しよくわからなくて。

○ＷＧ長　そのあたりを少し聞いてみましょうか。大阪府として、コーディネーターというのを、どういったところにお願いできたらなとか。そういう、ざっくりとしたイメージなどがあったりしますか。

○事務局　むしろ国が書いている絵の中で、コーディネーターがどこから出てきて、財源が手当てできるのかというところが、まずわからないのです。これには書いてありますが、基本的には必要だというのはわかるのですが。

かといって、拠点の看板を挙げたからといって国が運営費の加算を考えているのかといったら、何も考えていない。そんな中でどうやって配置するのかという、そういうところでまだ終わっている状態ですね。

　片や、市町村にある基幹相談センターがありますが、各市町村の全てが地域生活支援拠点をあそこに置くのかというと、少し違う気もします。それぞれの地域の実情に応じた対応となると思います。また当然、地域のということになれば、三障がい、精神障がいも含めた機能がいるでしょうし。となると、このコーディネーターというのはどの分野のコーディネーター、どこにあったらいいかというのは、少しまだ思い当たっていない状況です。

○ＷＧ長　こちらは例えば、相談支援のネットワークで保健福祉圏域ごとに参加する、相談支援員の圏域コーディネーターというのを聞かれたことがありますか。

○事務局　いないと思います。

○ＷＧ長　兵庫県は１０保健福祉圏域がありまして、その圏域ごとに一般の相談支援専門員の指導や相談に当たったりする。これも民間なのですが、民間の圏域コーディネーターというのを置いて、そこが相談支援員のいろいろな相談等を受けたりしていましたが。

○事務局　その方は一般の相談支援はされないということですか。スーパーバイズだけをされる役割を持たれている方。

○ＷＧ長　さすがにそこまではできていないかな。どこかの圏域の中の事業所の中の相談支援員で、かなりスキルの高い方にお願いして、普段から活動してもらっている。

　だから、ひょっとしたら一般の通常業務をやられながら、ということかもしれませんね。

○事務局　その方は、逆に三障がいでいえば、全部を、オールマイティーというような。

○ＷＧ長　いや、全員が全員、三障がいがすべてこのレベルでということはないです。私の知っている人も、大抵は知的が専門で、それがやれない場合に、この人たちはチャンネルを持っているので、ここに来たものをぽんとこちらへ持っていくという、捌きは大変うまいです。

○事務局　よく、最近病院ではやっている総合案内や、コンシェルジュみたいな話で、これやったらあちらへ行きなさいなどの振り分けをするわけですね。

○ＷＧ長　そうです。

○事務局　そういう役割を担っていただく方は、大阪府ではまだないですね。ただ、先ほど冒頭で言いましたが、精神障がい者のワーキングをやっているのですが、そこではやはりそういう精神障がいの振り分けをするような方、地域、保健所圏域なのかどうかはわかりませんが、そういう方の配置はいるよねという話にはなっているのですね。通常の業務はしなくて、専任でそういう振り分けをする方というのがいりますよねという。たぶん、こちらも同じような感じはするのですが。

○ＷＧ長　そうですね。やはり誰かがこう、相談支援専門員の困ったときには、うちのあの人に電話してみようというのがいいような気はしますがね。

○事務局　法人の壁とかを越えて。この圏域だったらあの方とか。そういうものがあれば全然違うと思うのですが。

○ＷＧ長　その方たちの活発な地域では、保健所圏域は結構、その圏域内の事業所のつながりが強い気がします。ほか、いかがですか。

○委員　大阪府下での相談支援事業の状況というのは各市町村によってかなり違うと思うのです。委託を置いているかどうか、基幹を置いているかどうかというところで、さらに違うのかなとは思うので。

東大阪では現在委託の事業所が８つありまして、来年度から基幹を置くことになっているので、たぶんそことの連携の上で考えられるとは思うのですが。一応、国の資料から見た、地域定着支援もいろいろと想定されているみたいで、地域定着支援の文言が、２４時間体制の連絡体制と想定されていると思うので。東大阪市でも、この地域定着支援をとっているところはほとんどない。やはり２４時間というのは引っかかってくると思う。

○ＷＧ長　これをもう少し市域内で、どうしようかと。それは行政、相談支援事業所、施設同士の話し合いにはなってくるでしょうね。この辺で、逆に東大阪は自立支援協議会でいろいろな検討をなさっているから、何かそこから案を出していただいても議論しやすいですね。

相談支援は、兵庫県内はばらつきがありますね。高いところと低いところの差はむちゃくちゃあります。県の公式にしていいかどうかはあれなのですが、やる気のない市町村は、もうこれからは地域自治から、そこはもう、ある意味外れなさいと言ったのですよ。そのかわり、きちんとやる市町村と県がタイアップしていきましょうかみたいな。そういったスタンスが見え隠れしますが。

○委員　でも、やはりばらつきがあっても連携していくという、徐々に作っていく核になるのは相談支援だと思っているので。実際にいろいろとばらつきがあっても、たぶんそこの市町村の中でネットワークを作らないと仕事にならないのが相談支援なのですから。そこをどう活用していくのかが大事かなとは思っています。

今、若干、相談支援がこう入りだしてというか、障がいの中に、だいぶ経ってきた中では、何となくですが、指定相談の枠を委託がし、委託相談の枠を基幹がし、みたいなので。基幹はケースを何となく持たないというのが、今なっているのかなと思っていて。この中にも、先ほどの事業所間の底上げを図るためのネットワークということを、平行してというか、牽引する意味でも相談支援事業の、そういうネットワークは少し強化していくような感じで。相談支援専門員もスキルアップのための仕掛けみたいなものを作っていくのは、それが拠点の役割かどうかはわからないですが、必要なのかなと。

○ＷＧ長　もう、おっしゃるとおりというか、「すでに、あなたは持ってはりますよね」というのを、では、どう表に出して、あかん部分もあるでしょうが、そこをどうやって絵に描いていきましょう、みたいなのが１つの方針としてあっても全然いいというか、むしろ、本来、実はもうネットワークを持っておられないといけないと思いますが。

きょうは特に１つにまとめなくていいということですので、言いっぱなしありということで。

○委員　ショートステイが少しまた出てきたのですが、ショートステイの課題としては、緊急でぽんと来られたら確かに大変なのですね。

だから、本当に受けられるのか、本当に緊急のときに。ショートが人をつけて作っていれば受けられるのかというと、結構この辺はシビアな感じはすごくするのですね。何でそうなるかというと、やはり足りないのは、足りないからという根本原因だけで解決させたらいけないのですが、足りないのが１つ大きいのと。やはり体制なのですよね。体制がとれないので、どうしても男女が泊まらないといけないというのがあるので。

　結構、この運営というのはものすごく大変なので、何でここに対する支援が何もないのかなというのが、本当にすごく思うのですよね。何もないですよね。ただ、少しショートステイに対しても、実際には本当に緊急で受けないといけないというときに受けられるようなものというのを、しっかりと、もう少し考えていかないといけないのかなと思います。

○ＷＧ長　同じ困りごとというのは、私が関わっているところでもあります。今言っているのは、これはショートステイ側の責任というよりも、本来、取り組みで初めてみますというショートステイの関係というのはおかしいよねということです。

どうするんだというと、せっかく相談支援がついているのだから、いつ使うかは未定でも、その人を、泊まりはしないけれども少し何かあったときにその施設に行って、ショートステイの人たちのことをあらかじめ知っておく。逆にショートステイの職員が時間のあいているときにご自宅に来てもらっておいて、「あ、この人はこういう人なんだ」というのを知っておけば、よく言われる、飛び込みのショートステイなんて、その地域ではあり得ないという発想で動きましょうか、みたいな動きを始めているところもあります。それも含めると、これがネットワークになって、利用者の情報をプライバシーに抵触しない範囲で共有しておくというのが、安全安心につながる気はしますね。

○委員　うちも短期入所をやっているのですが。以前、相談支援から回ってきた緊急のケースを受けたことがあって、これが少し対応の困難な方で、結局勝手に飛び出してしまってそこで終わってしまったのですが。そのときも相談支援の方はフォローしてくださって。ほかのケースでも、やはり少しここでは対応が難しいなというときに、ほかの事業所の方に落ち着くまでついていただいたり、場合によっては一緒に泊まってもらう場合もあるので。短期入所で緊急を受け入れる場合、そういうフォロー体制のようなものがあれば。

○ＷＧ長　そうですね。だから、この国が言っている大事にしないといけないというところは、たぶん、そんなに漏れてはとは思います。それで今おっしゃったようなことが、具体には起こって、というところまでつめられればいいと思います。ほか、いかがですか。

○委員　今、緊急でということで登録されていますよね、皆さん。それですぐ利用されますと言ったときに、やはりどなたが利用されるかによって職員の体制を変えていかないといけないということで。その方が何泊するのだったら、きょうの泊まりの人は誰にしようかみたいなことになってくるのです、実際に。

そういうことを考えたときに、本当に緊急でと言われたときに、今、現状で申し訳ないのですが、今日泊まりたい、きょう行くところがないのです、と言う方を今のところまだ受け入れさせていただいたことがないのです。というのは、どんなことになるかわからないというのももちろんあるのですが、悲しいかな、人の配置なのですよね。人の配置を考えると、本当に何かあったときに十分な支援ができない、という現状なので。

緊急の場合に受け入れ方を変える条件というのは何なのかと思いますね。相談支援は確かに、かなり積極的に動かれるようになったので、本当に実際にショートでのつながりが、ほとんど相談の方が関わってくれてはいるのですよ。相談からショートへのご希望があってということなので。ご家族だけではなく、相談支援に対してよく話ができるようになったというのは、それはうれしいなと思います。

○ＷＧ長　今の質問はたぶん本質ですね。

○委員　高齢は絶対ケアマネがショートに申し込むので。

○ＷＧ長　そうですね。

○委員　障がいの場合、どうしても直接はない。ご家族さんと割とうまくいかなかったら、本当にうまくいかなくなって。何をやっても、「うちの子が重度やから」。そうではなく、いろいろあるのですが。そうしたら相談員の業務量がかなり多くなるのかもしれないが、確かに泊まるところまでやるとなると、どこからそのお金が出るんやと言われたらもあるが、そこで相談支援専門員なりケアマネが間に入ることで、その人の本当の必要性みたいなところが、事業所にも伝わる。事業所も自分のところの現状がこうだけれども、そこで話がうまく折り合いがつけばいいかと思うのですが。意外にショートが不足しているというのは現状からなのかもしれないですが、そこを何かうまく直接の対話ができないというのは、場合によると強度行動障がいの利用者さんの事業所さんだったり、事業所の気持ちがなかなかストレートに伝わらないのが原因なのかと。

○ＷＧ長　相談支援員は、人をそういう深くできないというご意見もありましたが。介護保険にそういうデータが、４０ケースから５０ケースに進むことがあると。１００ケース、２００ケースに抱えることも。言葉が悪いですが、平然としている人も。相談支援員も回りませんし、結果的に子どもさんを抱えた親御さんが必死で何箇所も電話したり、発熱でキャンセルになってしまうというのは、あってはならんことです。それをずっと放置される。どこかで相談支援員につなぎさえすれば大丈夫だという、安心だと、そんなことは当たり前で、それは地域で取り組んでいかないといけないと思うのです。

その上で、ショートステイは拠点整備の中で回していくのだというのを、５つの機能でクロスして、優先順位はありますが、絶対につけていかないといけないというのが何となく意見として出てきています。この緊急受け入れをどう受け入れていくのかという具体を持って。

　そろそろ少しまとめに入っていかないといけないのですが。「地域生活支援拠点を整備するとはどのような状況を指すのか」とあります。この文面に対して、このままにしておいて、例えば、第１項として、特にという、ショートステイ、緊急性のないところで、とにかく入所につながってしまう、というような意見が出ましたというのを残しておくのか。あるいは、こういうものをもう少し緩やかにするのか、この文面をもう少し強めるのかというところで、全く何もまとめなかったら怒られそうなので。ここでまとめに入りたいと思います。

いかがですか。資料５番です。事務局案のところから、きょうの議題では、ワーキングの、整備がどういった状況を指すのか、というのを少しまとめていってという宿題が出ていますので。これはいかがいたしましょう。この文面、いかがですか。

　市町村または圏域において整備に関する検討の場を設ける。次に、その方法で、ニーズと提供体制を把握する。少し重点化していますが、重度化・高齢化を見据えて今後どういう体制を、例えば、それは拠点型なのか面的なのか、何箇所作るのかといった計画をしっかりとつけて、それを計画期間中に、まずは第２項、ここまでやりますよということをもって整備したことにする。という大阪府の案。

○委員　サービス提供体制というのは相談支援等を含んでいて、コーディネーター機能等も含んでいるのだとは思います。ただ、これを見たら、もう少しシステム的なところが見えない。文面では見えないというか、見えにくいというか。各市町村でどういうシステムで対応するのかというのがやはりできて、初めてできたことになるのかなというところで。この文面でもいいのかもしれないですが、１つ目ではそういう部分も見えにくいのかなと思います。

○ＷＧ長　結局、これが最終的にはあれですよね。各市町の予算にしても、専門職の中だけで共有した文面でないので。これを府民の方や市民の方が見て、「ああ、うちの市はここまで設置してくれるんだな」というのがわからないといけないということで。よろしいですか。

では、委員がおっしゃったように、もしこれで何がどこまでなのかというのがわかりにくいなという文章だったら、少し何か付け加えるということも。よろしいですか。

○委員　その提供体制の中に、システムのことは含んでいるのでしょうか。

○ＷＧ長　提供体制には含みますが、少し見えにくいなということですね。例えば、案ですが。提供体制を整備するのか、下線で、「計画を立てて」ですが。その前に「具体」、あるいは「市民に、利用者にわかりやすい計画を立てる」と。そういうような文言を入れておくということは、いかがですか。

　４行目までですよね。どのようなサービス提供体制を整備するのかについて、具体かつわかりやすい計画を立てる。どこを向いてその計画を立てるんだというのを明示しておいたほうがと思います。いかがですか。ここまでやって、その市町、あるいは圏域として整備したということにしますよという、大阪府はおっしゃっていると解釈しているのですが、いかがですか。

　少し大阪府に確認したいのですが。まず、検討の場を設けます。それが終わって、「検討していますというだけでは、整備したことにはならんぞ」と私は解釈しましたが、それでよろしいですかね。きちんとわかりやすく、実施までの部分をきちんと絵に描いてするということが整備なのだという表現にして、よろしいですか。

○事務局　はい。逆に私どもから確認したいのですが。それだけでは整備したといえないだろうというご意見があるのかなと思っているのですね。きちんと最後まで、今、委員がおっしゃったように、システム化された、例えば、面的整備のネットワークができて初めて整備したといえるのだから、これは少し甘いのではないかというご意見があるのかなと思っています。ただ、そこまでハードルを高くすると、あと１年ちょっとしかありませんので、市町村もどこも手が出せないはずなのですね。

だから、まずは役所の中だけでやっているのではなく、自立支援協議会、各市のオフィシャルな場で議論してくれと。それでここまでいったら何とか。具体的な計画を書いてもらったら、うちは一定認めますよという方向性を示してやらないと、どこもたぶん手をつけないので、という思いがあります。ただ、先生方にしたら、それは甘すぎるだろうというご意見も当然あるかとは思います。そこを少しご議論いただきたいなと。

○WG長　沈黙しますわ。言いたいことは…。

○事務局　たぶんグループ長はもっとハードルを上げて、もっと市町村のけつを叩けとおっしゃるとは思いますが、それをやってしまうとなかなか見通しが少ないと思います。

○ＷＧ長　結果的には各市町で、言葉悪いですが、これまでは、２０００年までは施設に依頼していたわけですよね。施設が一番実は安上がりで。全部の問題がそこで起こってしまっても、放り出すわけにもいかないので。１０年１５年措置した人を、施設は必死でがんばっていますが、そこを措置したところが、今、ほったらかしにしているというのはやはり、違いませんか、というのが、国にあるいは主担課さんに言いたいところだとは思います。

本当は、これは別に国がどうしたとか府がどうしたとかと違って、自分のところの住民に対して、どう、この人の生きがいを、誇りを、責任を持って支援していくのか。これはもう１５年前の先輩の厚生省がやったことだから、では済まないとは本当は思うのです。

　絶対にそこまでやらないといけないという感じは、大阪府としては、一定、市町村の財政状況も含めて配慮していますよという、かなり柔らかい表現にしていただいているので。

　逆に言えば、ここは絶対にしてよという、これだけは譲れませんよというのは。

○事務局　そうですね。特に自立支援協議会、きちんと検討の場を設けてほしいと。役所の中だけでやったらだめだというのは、少し強く言いたいと思っています。

○ＷＧ長　それは当然、この文言を除けるというのは、私は反対させていただこうと思います。望ましいという、本当はね。協議会でやる。本当はですよ。

○事務局　もう１つご留意いただきたいのは、どこまで整備するのか、第４期期間中にですね。どこまで整備するかまで書くということは、絶対に整備に、一部は何らかの形で着手しているというように思うことができますので。ですから、現実には、計画プラスそこの整備、計画の一部は着手されたということですから、それを広く見て「整備した」というようにも思っていただけるかなという気はするのですが。

○ＷＧ長　もうすでに完成ではなくて、進行していますよ。

○事務局　そうです。

○ＷＧ長　だから、絶対にこの１年以内には、この地域ではできますよというのが、整備したのだと解釈することができる。

○事務局　その時点ではたぶんそのシステムや、ネットワーク等、機能的には未熟だと思うのです。ただ、機能的には未熟ながらもその機能は働き始めているのかなと。一部整備に着手している部分、そういう意味ではありますが。

○ＷＧ長　はい。

○委員　最後に、やはりこれで拠点等を整備したとするということは、これだと計画を立てただけで整備したとするになってしまいますよね。だから、計画したとするになるのじゃないですか、これは。整備までいっていないというか。だから、拠点施設の整備計画が立っただけですよね。

○ＷＧ長　これはたぶん、逆に大阪府に、きょう、たぶんいきなりの答えが出てこないと思いますよ。これは市町がとりあえず決めて、最終の整備までなので。

　私なりの意見。どちらかというと、これは兵庫県の話ですが。市町村の中には「計画は計画だから」と、とんでもないことを言い出すのです。だから、「それはあかんで」と。目標値を立てたら、よほどの事情がなかったら絶対にそれはやらないといけないし、それがやれなかったら、やれなかった説明責任をきちんと果たすというところまで、計画は実は重みを持っているものですよ、というのがある。逆に言えば、計画に書き込むということは、よほどの突発的なことがない限り「絶対にやりますよ」としか書いたらいけないというのが１つ。

　それと、「何とかについて検討します」という文言は許さんというのが、その地域の計画です。それは何故かというと、検討するのは行政の通常業務であって、わざわざ検討と書くことはないというスタンスなので。それからいうと、検討という言葉は入っていない。言わば、これは「やる」といったら「やるんだ」といって、皆さん、またはこの協議会ではしていただく。やらなかったら、例えば、吹田市の中で出したらいいのだし、自立支援協議会で動いていったらいいのではないかと思います。

○委員　実際に市町村で絵を描いてやり出したとしても、やりながらだと、いろいろなところを見直していかないと辛いことになるでしょうし。先ほど言われたように、部分的に動き出すというところもあるでしょうし。大阪府の見直しみたいな、一定期間経ったら見直すなり、また継続できるのかの会議の場等で検討するなど、そういうところも今後想定しないといけないのかなと。できて、それで終わりでなくて。

○ＷＧ長　だから、この自立支援協議会というのを大阪府が書かれたのは、そういうことかなと思いますね。計画が1回できると、３年間なかなか印刷は変わることはないですから。その間、少なくとも月１回なり、複数月に１回は自立支援協議会が形だけでも必ず開催され、進捗管理をしているはずだという前提での書き方かなと、私は思いました。それは絶対にしていただくのですね。ほか、いかがですか。

　もしご意見があれば、やはり各種団体から推薦でなっておられると思うので、一存ではというところもありましょうから、基本的に特にご意見がなければ、大筋はこの文面とさせていただいて。今後、その団体からご意見があれば、また委員会に、次回までにはメール等で共有しながら詰めていくということで、よろしいですか。

○事務局　はい。

○ＷＧ長　はい。「拠点等の整備をするとはどういう状況を指すのか」というところについては、大筋このラインでいくということになります。

　もう１の議題（２）「地域生活支援拠点整備の現状と課題」ですね。少し既に踏み込んでしまっているところもありますが、再び、事務局でご説明をお願いできますか。

○事務局　はい。もう既にたくさん、いろいろなご意見や課題等をおっしゃっていただいているので、今後ワーキング等でも使っていく基礎資料として付けさせていただいた資料について、説明をさせていただきます。Ａ３の資料６、７についてなのですが。

　まず、資料６「大阪府圏域（市町村）別データ」は、大阪府内の障がい福祉に関する基礎データでございます。左から推計人口が入っておりまして、その横に、手帳所持者数を載せております。こちらの出典は、大阪府が作成した『福祉の手引き』からでございます。手帳所持者数の下の％（パーセント）は対人口比となっております。

　先ほどの議論では、一部小中学校区に１つはいるのではないかというご意見もあります。また、サービス指定状況によりましては、圏域で検討していきたいというような市町村もございますので、またこの人口、手帳所持者数等を参考にしていただけたらと思います。

　また、療養介護以降、右の指定障がい者サービス数です。こちらはＷＡＭＮＥＴ（ワムネット：福祉・保健・医療情報を総合的に提供している情報サイト）から数値を入れております。また、整備モデル案等をご審議いただく際の基礎資料としてご活用いただければと思います。

　資料７「障害児・者の地域生活支援推進のための機能強化の在り方に係る研究（厚生労働科学特別研究事業）まとめ」なのですが。こちらは平成２６年度、厚生労働省、科学特別研究事業において、「障害児・者の地域生活支援推進のための機能強化の在り方に係る研究」ということで実施された事業の、報告書の内容を抜粋してまとめさせていただきました。報告書に関しましては、厚生労働省のホームページで参照いただけます。

　この報告書、このまとめさせていただいたものですが、それぞれの圏域で事業を実施された状況がまとめられております。簡単に説明させていただきますと、一番上の「はるにれの里」から、「グロー」の５つの事業所は、主に身体・知的障がいの方を対象とされていまして、一番下の「ふあっと」は、精神障がいの方を対象とされた事業の報告となっております。

　この表の一番右、分類の欄をご覧いただきますと、多機能型と面的整備型となっておりまして、いずれも一法人が地域生活支援拠点として運営されております。面的整備型の「グロー」におかれましても、１つの法人内の事業所で連携されているという形になっております。

　先ほどからショートの話でありますとか、相談支援、基幹相談支援センターの関わりでありますとか、こちらの報告書にも出ておりました。課題に関しても、人材確保でありますとか、緊急時に実際は受け入れられないとか、というような課題も同時に載せてあるような内容ですので、厚生労働省のホームページでも今後ご確認いただければと思います。

　引き続きご審議、こういったデータを参照しながら、課題について審議いただければなと思います。

○ＷＧ長　はい。ありがとうございました。圏域、あるいは市町村別のデータもありますので、またそれぞれ強み・弱み、これは使えるんじゃないかというのが見られるので、またこれも次回に使いたいと思います。あるいは、これに老人福祉の何か状況のようなものがあると、またいいかもしれませんね。ほかに使える資源という意味でね。

○事務局　ショートの話を、市町村ともやったことがあるのですが。やはりこれからは障がいのショートだけではなく、老人のショートとの相乗りということも考えていかないといけないのかなという気はしていたのです。

それと団体からもよく言われるのが、使いたいときに使えない。それはやはり最初に言われたように、休日に集中しているのです、お申し込み、利用が。だから、結果として、平均すると利用率は４割程度ということになってしまうのですが、どうしてもやはり皆さんが利用したい時が固まってしまう。これもご意見が出ましたが、救急医療情報のように、「今、空きベッドがここにある」ということも、やりたい気持ちもあるのですが。

やはり障がい者のショートというのは相性というか、そういうものもあるみたいで、どこでも空いているから行けば受け入れられるかということもないみたいなので。そうなると、非常に難しい課題かなというのが、この資料６であり、資料７での他府県の拠点といわれるところでも、緊急時の対応というのには悩まされているというのがよくわかりますし、身につまされるなと思いました。

○ＷＧ長　この検討の中で、１つのキーになるのはショートだし、もう１つはやはり相談事業という部分があると思います。それを必ず馴染みのあるお店があって、馴染みのあるお店がいっぱいあるのでどこへ行くかという、セーフティーネットでも上手に使う、保健所からもありますから。これをもう既に先行されている豊中市さんの方で、ざっと今ここに課題が書かれてありますが、何かこんなに困ったことがある、あるいは今後はこうしていったらいいよというような、言い忘れたこと、付け加えたいことはありますか。

○委員　先行といっても、まだ８月からになりますので。短期入所については、今、豊中市の１つの短期入所、単独型の事業所が空き情報をファクスするというので。

○ＷＧ長　なるほど。各事業所に対してですか。

○委員　はい。

○事務局　それはどういう期間ですか。１週間単位ですか。

○委員　１カ月。その前に、２カ月前から予約を受け付けているところがほとんどで、もちろんそれは緊急ではない人で、早くから予約しますよね。そして１カ月前に、「この日は何人空いています」というファクスが流れてくるようになって、何か高齢みたいだと少し思っているのですが。１つは、稼働率を上げたいという事業所の思いと、２カ月前から受け付けをしていると、１カ月前ではそんなに空きがわからないので、電話をしにくかったりするところをもう少し下げようかなと。

　まだ分析できていないですが、私たちのいる地域で、箕面で３０床の単独ショートができるとか、江坂でも。少しずつ単独型のショートができているが、事業所側のメリットは何なのだろうとは思うのですが。

○ＷＧ長　今は性善説に立って。

○委員　８月から、１０部屋のショート併設型ですが、なかなかその運営は難しいという話をしている中で、どうしたら立てようかなと思うかなと。

○ＷＧ長　その辺、だめなところはよくあります。大事だと思うのです。私どもに関わっている人でも、結局入所に至った経緯は、高齢の親御さんなので体調が悪いときがあったりするのです。「緊急違うやろ」と言われてしまったらそれまでかもしれないですが、やはりどうしようもないときもあるのだと。それを何回も電話をする、もうそれに疲れてしまって入所してしまったのだというのは、やはりこれは重たく受け止めないといけないことがあるような気がするのですよね。それが、電話で疲れて、長年一緒に住んできた子どもさんを手放さざるを得なかったというのは、一人ひとりに相談支援や行政や、受け入れられる地域住民も含めて、重たく受け止めていかないといけない言葉だと思いますけどね。

○委員　すみません、最後に。先ほど、箕面の３０人の単独型のショートステイ、どうしても単独型のショートステイはかなり運営が大変だし、考えただけでも大丈夫かなと思う。それで、地域に入所、グループホームを既に持っていて、グループホームに変わっていこうということになっているのですが。

そのときに箕面市の方が、ぜひとも重度の人も利用できるショートステイを併設でも、空床でもやってくださいと言われたのですよ。だから、そのときに、「もうすぐできるじゃないですか」と、言いますと、「ええ」と言いながら、「ただ、そこは重度の方が受け入れられるようなショートステイではない」ということなのですよ。見学にも行かせてもらったのですが、お部屋もものすごくきれいで、家の中にすべてが揃っていて、ワンルームマンション的な感じで。だから、本当に自立を考えている人たちにとってはいいだろうなと。ただ、本当に介助が必要であるとか、行動に絶対に見守りなり支援が必要だろうなという方にとっては、かなり厳しいなというのがあって。最終的に、本当に大変な方というか、緊急を要する方を受け入れるという場所がないのではないかと。

○ＷＧ長　今の意見でもあるように、１個作ってすべての障がい、それから障がい種別ごとに重度、軽度、オールインワンは無理です、という認識だけはあると考えますね。その上で、「まずはここから」ということでするのか、同時並行で進めていくのか。その方法はどうするのか。というのは別に国が、あるいは大阪府がどうしたということではなく、市、いわゆる圏域単位で主体に考えていきますよというのが、整備の基本的な部分であるという形で、以降、この検討を進めていければと思います。そのためには皆様方のご意見や提案が必要となってくると思います。

　はい、大体。もうこれ以上、どうですか。よろしゅうございますか。いいですか。

○委員　何ぼでもあるのですよ。

○ＷＧ長　この部分で。拠点をどうするかという。

○委員　拠点を作るというので、本当に私らは苦労をしたので、少しだけ。２つほど。

○ＷＧ長　どうぞ。

○委員　やはり作るのに１６年間。本当に利用者のニーズがというのがあって、私らが拠点というのを言いだしたのは１０年ぐらい前です。それくらい、やはりここの部分というのはどこの地域でも必要というのが、かなりわかって、国もそのようにやってきたという経過があるとは思うのですが。やはり作るに当たって一番大きかったのは、うちらは多機能拠点というタイプを作りたかったので、１つはやはりグループホームがあって。そこは一定の規模が必要になるので、そこの土地は最終的に吹田市が出してくれて、１２００㎡の土地を出してくれた。これがないともう成り立たなかったというのが１つ。

　あと実際に建てるのに４億かかったのです。国の補助は１億６０００万円なのです。それ以外のお金をどうやって用意したのかといいますと、本当に大変だった。最終的には借り入れ１億５０００万円ぐらいに抑えられるのかなというぐらいまで、かなりこの３年間がんばって、１億ほど作ったのですが、財政をね。というぐらい、本当にこれにしゃかりきになってやらないとできなかったというのが今回あって。

　やはりそこの建設だけではなくて、最初の２カ月の運営費が結構大変なのですね。入ってくるのが２カ月後になるというのがあったりとか、初めのいろいろな設備費に投資が必要だという部分であったりだとか。だから、建設だけではなく、その辺の、初めの取っ掛かりというのがものすごく今大変だというのが、一番大きな課題だと思いました。それからの整備で要る分も考えないと。

　やはりこういった多機能型というのが１つないと、面的整備というだけでやろうというのは、なかなか難しいというようには思います。１つ多機能型があれば、次に面的整備でもう少し広げていけるのかなというのは、私たちの思いなのです。だから、１つの大きな市の中での拠点というのはやはり要るだろうと。入所やグループホームも含めてね。というのが１つあります。

　あと、もう１つ。これからの６月からの運営でいうと、やはり一番は職員が集まらない。これは今後もっともっと集まらないという問題が出てくるだろうなと。１つの事業をやろうというときに、その初めの運営費とともに職員が初めから絶対に全部は集まらないんだろうなとは思います。となると、返済がまた滞るのです。これが、いたちごっこというか、それでできなくなるというところが絶対に出てくるだろうなと。今後、職員がもういないからできないよ、というような事業が出てくる可能性があるというのはかなり感じていますね。

　やはりそこは一番ポイントとなるのが、やはり人件費の問題だと思うのです。泊まるのにこれだけの人件費で泊まってくれるのかという、今、どんどん高齢のほうは上げていますね。それでも来ない。障がいは、そこまで上げられないという中で、どうやって人集めをするのという部分があると。

　それと、やはりヘルパーの併用と先ほども言ったように、グループホームの単価とヘルパーの単価との併用で運営費をまかなおうとしているのですが、それでもやはり足らない。５人ずつをユニットと考えているのですね。５人ユニットの、４ユニットで考えているのですが。５人に３人泊まりたい。それは今のグループホームの上ではあり得ない。だから、それぐらいでないと重度の対応はできないし、今それでも応援ができない。

　やっとその中で、吹田市で単独補助がもらえたということ、費用、看護師の補助がもらえたので、これはよかったと思います。看護師をそこに配置できるということで、今回はできていて。グループホームについては、そういう吹田市の補助があってというのはあるのですが。

　先ほどからずっと出ている、地域支援拠点になる財政根拠は全くないのです。これはなかなか本当に国が動かないとどうしようもないというか。結局、今でいうと、管理者が順番に宿直で泊まろうかというぐらいの、私らがあれでいこうかというぐらいのレベルで２４時間受けて、少し相談を見ようかというようなことしか考えられない。ただ、本当にどこまでの視点で考えられるのかがあれなのですが。財政的に根拠がない中でどこまでやれるのか。すべて財政が絡んでくるのでなんですが。結構大変です。以上です。

○ＷＧ長　この辺、大阪府として何かご検討くださいね。何て言うんだろう。かつては府、県の全額補助で市が施設整備をしました。でも、そこから出ようといったときに、在宅基盤に対しても勝手にやってねというのが、市にも、大阪府も同じだし。ですから、要望は出していただいているとは思いますが、国に対して少なくとも交付税が。それだけだったら難しい。やはりきちんとした、いわゆる市は、きちんとしてよというところ。それができるまではどうするのだというときに、やはり言っても市でも限界がありますし、そこが出なかったら、やはり法人が借り入れる。

人件費といっても、全部玉突きの関係ですので。施設の返済の部分がそんなに負担なければというところで、ここは明らかに国の制度で。では、国が制度化するまで、大阪府としてはどうするのかということになったら、一定必要かもしれませんので、それはしっかりご検討をいただいて、随伴補助を、ここまで出しますからと言えば、今以上に市にも言いやすいと思います。それは少し、これが直接関係あることかもわかりませんが、こちらのほうは少しお願いをして。

○事務局　まさしくそうなのです。最後に報告書をまとめていただいて、国に要望や説明に行くのですが、そのときに具体のタマが欲しいのです。最初は国に、去年の１０月に拠点の関係で申し入れをしたときには、国のほうでモデルパターンを作って、そこの運営費はどうなるのかを示してくれよというお願いをしたのですよ。

ところが、国は全然やってくれませんので、そういった意味では、こちらでモデル的なパターン、国が多機能か面的しか言っていませんが、市町村の規模によってこんなパターンが考えられるが、運営費はこんなんになるのだと。赤字はこの部分が出るから、その部分を埋めてくれという話を、具体に国に対してしたいなというのがこのうちの考え方なのです。要望するにしても、何が要るのと言われたときにタマがない。建設補助だったら一過性で終わるんですね。ところが、運営費はそういうわけにはいきませんので、やはり一定の、ここが足らないというネタを僕らは先生方から欲しい、というのが本音です。

○ＷＧ長　確かにそうですね。先ほどおっしゃった部分も、逆に、これだけでいいと。イニシャルコストとしては、このパターンでいけると。ランニングコストは、このパターンでいける、みたいなものをぜひ教えていただいて。それを実行可能性のあるものとして、大阪府が国には言ってくれると思うのですよ。すみません。忙しいのに申し訳ありません。

○委員　いえいえ。はい。

○WG長　よろしいですか。

○委員　大丈夫です。

○ＷＧ長　はい。予定していました議題はほぼ終了したかと思うのですが。これで事務局に一旦お返しします。

○司会　谷口先生ありがとうございました。次のワーキンググループなのですが、参考資料３「平成２８年度地域支援推進部会及び各ＷＧスケジュール」に示しておりますとおり、平成２８年の７月頃に第２回ワーキングを開催したいと考えております。ワーキング部長とご相談をさせていただいて、現時点で候補日が７月２８日木曜日、もしくは２９日金曜日を候補日としていただいております。ほかの委員の先生方のご都合が合うようでしたら、この場で決めてしまいたいと考えているのですが、いかがでしょうか。

○ＷＧ長　すみません。昨今は昔と違って大学教員は大学に居なさいという。ある意味、当たり前かもしれないですが。私が身動きできるのが、７月だと２８日、２９日しかないのです。どうですか。

○司会　いかがでしょうか。

○委員　この時間でしょうか。

○ＷＧ長　私は２８、２９日だったら朝一番でも、講義がないので行けます。夕方でも、どこでも。

○委員　ここだったら、どちらでも。

○司会　よろしいですか。基本この、どちらがいいですか。２８日。２８日の今日と同じ時間、２時スタートということで、よろしいでしょうか。

○ＷＧ長　予定しておきます。

○司会　ありがとうございます。そうしましたら、また会議場所等が決まりましたら、正式にご案内をさせていただきますが、次回は７月２８日木曜日午後２時からということにさせていただきたいと思います。

　では、以上をもちまして、「平成２８年度第１回大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループ」を終了させていただきます。皆々様、本日はお忙しい中、ありがとうございました。

（終了）